

植物レッドリスト部分改訂(2018)の概要

(1) 背景と目的

群馬県では 2012 (平成 24) 年に絶滅のおそれのある野生動植物種の一覧を改訂し(以下 2012 年レッドリスト)、解説を加えて報告書(以下 2012 年版レッドデータブック)を作成した(群馬県編 2012)。その後も開発や盗掘、動物食害などにより 2012 年レッドリスト掲載種の生育地が消失または縮小する事態も相次いで報告され、近年急速に絶滅のおそれが増大した種も出現している一方で、絶滅危惧種等の産地や絶滅危惧種と考えられる種もで発見された。従来レッドリストは 10 年をめぐりに見直してきたが、前述のように近年の植物をとりまく状況は急速に変化している。このため、迅速かつ機動的な種の保全対策を行うためには、部分的であっても短い周期でレッドリストを見直していくことが必要と考えられる。群馬県では 2012 年レッドリストを短い周期で見直し、より現状に即した種の保全対策のための基礎資料を作成するため、2016 (平成 28) 年よりレッドリストの部分改訂作業を行った。

(2) 調査方法

a 作業経過

本作業は、平成 28 年度と平成 29 年度の 2 カ年で実施された。各年度の作業内容は以下の通りである。

- 平成 28 (2016) 年 対象種提示、調査方法確認、野外調査、追加種の提示、中間報告
- 平成 29 (2017) 年 追加種の提示、現地調査 (11 月まで)、評価作業、執筆、公表

b 調査体制

「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)植物編 2012 年改訂版」部分改訂のための調査及び評価検討は、群馬県自然環境調査研究会に委託して実施した。

群馬県自然環境調査研究会では、植物部門の会員が a 作業経過のスケジュールで業務を行った。また、青木 雅夫、石川 真一、大平 満、大森 威宏、片野 光一、小暮 市郎、増田 和明、吉井 広始の 8 名が編集を担当した。

植物部門会員名簿

青木 雅夫、石川 真一、大平 満、大森 威宏、片野 光一、小暮 市郎、里見 哲夫、鈴木 伸一、須藤 志成幸、長島 康雄、蛭間 啓、増田 和明、(故)松澤 篤郎、吉井 広始

【参考:群馬県自然環境調査研究会について】

県内の大学教授や高等学校教諭等を中心に 1974 (昭和 49) 年に設立された団体で、植物・動物・地形地質の各分野の学識経験者で構成されている。

これまでに、環境省から「自然環境保全基礎調査」を、群馬県から「絶滅のおそれのある野生生物(植物編・動物編)」発行・改訂時の調査のほか、「良好な自然環境を有する地域学術調査」や「奥利根地域学術調査」、「外来生物調査」といった各種自然環境調査業務を受託実施し、大きな研究成果をおさめている。

会長: 斎藤 晋 群馬県立女子大学名誉教授*

会員数: 59 名 (植物部門 15 名、動物部門 34 名、地形・地質部門 10 名)*

*2018 (平成 30) 年 3 月現在

c 対象種の選定

2012 年群馬県レッドリスト掲載種と、それ以外の種で絶滅のおそれがあると判断した種に限定して評価・再評価を行った。調査対象種の選考基準は下の 1)~6) の通りである。

- 1) 既存の生育地の破壊が確認され、ランクの変動が想定される 2012 年レッドリスト掲載種。
- 2) 既存の生育地に食害や盗掘が確認され、同変動が想定される 2012 年レッドリスト掲載種。
- 3) 前回レッドリスト選定時以降食害や破壊が確認され調査が必要な種。
- 4) 前回評価以降、県内新発見で絶滅のおそれがあると考えられる種。
- 5) 前回評価以降、標本が発見され、県内に分布していたことが確実な種。
- 6) 既存の生育地以外にランクの変動につながる規模の自生地が確認された 2012 年レッドリスト掲載種。

この結果、平成 28 年度当初には 2012 年レッドリスト掲載種 49 種と非掲載種 17 種が調査対象として選定された。その後新発見や生育状況の変化に合わせて最終的に 2012 年レッドリスト掲載種 66 種と 2 非掲載種 6 種の計 92 種が今回の評価・再評価対象種となった。

d 調査方法

調査対象種は原則として現地調査を行った。ただし、2012 年以降に行われた県や市町村などによる調査のうち、証拠標本と株数、位置座標を伴う情報が得られたものについてはその結果も用いた。

e 分類学的な取り扱いが変わった種の扱い

今回の部分改訂期間内に「日本の野生植物 増補改訂版」、「日本シダ植物標準図鑑」などの新しい図鑑が相次いで発行され、それには新しい分類学的な見解が盛り込まれている。2012 年レッドリスト掲載種の中ではミヤマゼキショウ (情報不足) はコウガイゼキショウに、シロイヌノヒゲ (絶滅危惧 I B 類) とユキイヌノヒゲ (絶滅危惧 II 類) はともにイヌノヒゲに含められる見解が「日本の野生植物 増補改訂版」に採用されている。また、コハナヤスリ (絶滅危惧 I B 類) は「日本シダ植物標準図鑑」ではハマハナヤスリとコヒロハハナヤスリの雑種にあてられ、本県で過去に採集されたコハナヤスリはハマハナヤスリと雑種としてのコハナヤスリに再同定の必要に迫られている。これらの分類学的取り扱いの変更は、現時点では必ずしも分類学的取り扱いが浸透しているとは言いがたい。また、今回の改訂は 2012 年レッドリストを基本にして部分的なものにとどまることから、今回のリストの部分改訂では上記の分類学的な取り扱いのみが原因によるリストの変更は見送った。さらに、近年 DNA の塩基配列に基づく分類体系が急速に受け入れられてきているが、今回のリストや解説資料においては、2012 年レッドリストと整合性をとるため、追加種も含めて 2012 年レッドリスト作成時の分類体系に従った。

(3) 評価方法とランク

今回は、2012年レッドリストの部分改訂の位置づけであるため、絶滅のおそれのランク、解析方法は2012年版レッドデータブックに準拠した。

(4) 結果概要

調査対象種となった2012年レッドリスト掲載種66種中46種のランクに変動があり、20種はランクの変動がなかった(表1)。また、2012年レッドリスト非掲載種26種のうち23種が新たにレッドリストに加えられた(表1)。ランクの変動がなかった種の7種は2012年の段階ですでに絶滅危惧IA類で、そのうち太陽光発電施設の造成によって生育地の大半が破壊されたアサマスゲや、遷移進行と園芸採取により危機的な状態まで株数が減少したツレサギソウなど、2012年の段階よりも状況が悪化している種もあった(表2)。また、ランク変更がない種や絶滅のおそれが低いランクに変更された種の中には、現状のまま推移したり回復傾向にあるのではなく、新産地の発見またはある地点での増加と、別地点での急激な減少が同時に進行している種も存在する点には留意する必要がある(表2)。

今回の部分改訂により新たに23種が群馬県において絶滅のおそれがあるかすでに絶滅したと判定された。一方で3種が2012年レッドリストから除外された。その結果、今回の改訂で群馬県における絶滅のおそれのある野生植物種(シダ植物・種子植物)の総数は653種となった(表3)。今回の部分見直しによって絶滅のおそれが高いランクに変更された種は21種にのぼり、絶滅のおそれが低いランクに変更された9種の2倍以上であった。特に、絶滅危惧IA類に変更された種は14種にのぼった(表1)。また、新たに絶滅のおそれがあると判定された23種の中で、絶滅危惧IA類にランク付けられた種も14種と、全体の半数以上を占めた。なお、2012年レッドリストでは絶滅とされたヤマトホシクサは証拠となった標本が発見され、誤同定であったことがわかった。またガガブタとコホタルイは埋土種子より発芽した個体が確認された。一方でツツイトモが1953年にみどり市で採集されていたことが判明したが、その後の記録がなく、また現状では本種が生育しうる環境にないことから、絶滅と判定した。このため、群馬県における絶滅種は2種減少し、51種となった。また、野生絶滅は2種で2012年レッドリストと変化がなかった。

今回の評価対象種に対する絶滅のおそれ要因は自然遷移、管理放棄、動物食害、土地造成、池沼開発の順に影響する種数が多かった(表4)。特に草地の管理放棄による絶滅のおそれが急速に高まっていることも背景にあると考えられる。また、動物食害の大部分はニホンジカによるもので、ここ5年間に極めて深刻な状況まで悪化していることが裏付けられた。同様に外来種との競合や交雑も絶滅のおそれ要因中で占める割合が高くなり、動物食害同様、近年悪化傾向にあると考えられる。土地造成がこれらと並ぶ絶滅のおそれ要因となっているが、近年の太陽光発電施設の立地や圃場整備事業が急速に進行していることが背景になっていると考えられる。今回のレッドリスト部分改訂の対象種の中では園芸採取の影響を受けた種は6種のみであった。これは当初から絶滅危惧IA類からのランク変動が予想しづらい種を対象から除外し、そのような種には園芸採取の影響が大きいラン科の種が多数含まれていたことが理由としてあげられる。従って園芸採取の影響は今回の対象種の中では比較的少数の種に対する脅威であっただけで、実際には群馬県希少野生動植物保護条例の特定県内希少種も含めて今なお脅威が継続していることに変わりはない。さらに、その他の要因として、道路工事の割合が高いことも本県の特徴の一つにあげられよう(表4)。